

礼拝施設を新築する場合の手続の例

1. 責任役員会での議決

- 「責任役員会議事録」を作成
- 法人規則の財産処分の条文に、「総代の同意を得る」「総会の承認を得る」といった規定があれば、その手続きも必要です。
→「承認書」「総会議事録」等を作成



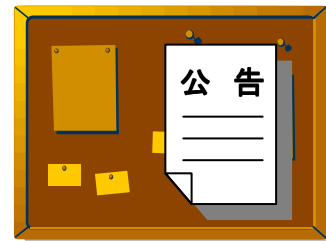
2. 包括団体への承認申請



(包括団体がない場合や、規則に規定がない場合は必要ありません)

3. 信者・利害関係人への公告

- 公告証明書の作成
- 借入や担保提供がある場合はその公告も必要



4. 工事契約の締結、工事

竣工・引渡し



5. 建物の表題登記【法務局】

6. 県へ境内建物証明申請

証明書の交付

⑨ 登記時に納付した登録免許税は、後から証明書を提出しても還付されません。

7. 所有権保存登記【法務局】

- 8. 不動産取得税、固定資産税の非課税手続き
(各県・市町村へお尋ねください)